

王寺町内の居住用住宅に設置する 感震ブレーカーの購入設置費用を補助します

事業の目的

感震ブレーカー^{※1}は、地震時に一定以上の揺れを感知した場合に自動的に通電を遮断する機器です。不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、通電火災^{※2}を防止する有効な手段となります。

町では、感震ブレーカーの普及及び啓発を図り、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、感震ブレーカーを設置する方に予算の範囲内でその費用の一部を補助します。

補助対象となる品目

次の要件をすべて満たす品目

- 令和8年4月1日以降 王寺町内の居住用住宅に購入・設置した新品。
- (一社)日本配線システム工業会の規格(感震機能付住宅用分電盤 JWDS0007付2)で定める構造・機能を有するもの。

補助の金額・件数

▶ 対象品目購入費+設置工事費 の3分の2

ただし 既存住宅 上限 50,000円
新築住宅 上限 20,000円

▶ 1世帯につき1回限り

▶ 募集件数 予算額に達し次第終了

期間

令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日

補助対象者

申請時に次の要件をすべて満たす人

- 対象の住宅に居住または所有していること
- 対象の住宅に住宅用火災報知機^{※3}を法令に定められた条件のとおり設置していること
- 対象者の世帯において町税等滞納している者がいないこと

申請手続

【感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書】に必要事項を記入し、次の書類を添えて申請してください。

▶添付書類

- ①品名・規格ならびに費用の内訳が明記された領収書の写し
- ②感震ブレーカー設置後の写真
- ③住宅用火災報知機の設置を証明できるもの(写真、取説等の書類など)
- ④補助金受取に指定する銀行口座の確認ができるもの(通帳等)
- ⑤その他町長が必要と認める書類

問い合わせ先

▶王寺町役場 2階 防災統括室

(電話番号 0745-73-2001)



町公式サイト

※1 感震ブレーカー とは？

大地震の強い揺れを感じて自動的に電気を遮断し、電気の供給を遮断する器具であり、地震時の通電火災を防ぐことが期待できます。

<内閣府ホームページより>



※2 通電火災 とは？

阪神淡路大震災や東日本大震災では、停電後の電気復旧時に発生する通電火災が多発しました。阪神淡路大震災では地震による火災の約6割、東日本大震災においても過半数が電気に起因する出火でした。

<政府広報オンラインホームページより>



※3 住宅用火災報知器 とは？

火災の煙や熱を自動検知し、音や音声で早期に知らせる防災機器
消防法により、「寝室」及び「寝室のある階の階段」への設置が義務付けられています。

<消防庁ホームページより>



しっかり注意・対策しましょう！

